

令和7年6月11日付でAEO制度の1つである特定保税承認者として、東京税関より特定保税承認者承認書を交付頂きました。

AEO制度とは、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対し、税関が承認・認定し、税関手続の緩和・簡素化策を提供する制度であり、民間事業者と税関とがパートナーシップを構築することにより、国際物流における一層のセキュリティ確保と貿易円滑化の両立を図る取組みです。

AEO制度は現在、世界80以上の国・地域において導入されており、日本も輸出者、輸入者、倉庫業者、運送者、通関業者及び製造者を対象に同制度を導入しています。

